

# 東日本大震災津波に関する要望書

平成23年12月5日

岩手県知事 達増拓也

## 東日本大震災津波に関する要望項目

### 【重点要望項目】

#### I 横断的事項

- 1 復旧・復興のための事業に対する国費による力強い支援の継続 …… 2  
(全省庁)
- 2 復興特区制度の早期実現及び柔軟な制度運用 …………… 2  
(全省庁)
- 3 「復興交付金」等による地方の創意工夫を発揮させる仕組みの創設 … 3  
(内閣府)
- 4 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保 … 3  
(総務省)
- 5 被災地復興のための人的支援 …………… 3  
(全省庁)

#### II 「安全」の確保

- 6 災害廃棄物(がれき)の広域処理に向けた支援 …………… 4  
(環境省)
- 7 防災・消防に係る施設・設備の整備に向けた支援 …………… 4  
(総務省)
- 8 災害復旧事業等の制度改善等 …………… 4  
(国土交通省・総務省)
- 9 地域の実態に即した復興まちづくりの推進 …………… 4  
(国土交通省)
- 10 復興事業としての社会資本整備等の促進 …………… 5  
(国土交通省・総務省)
- 11 鉄道の早期復旧及びいわて花巻空港の路線維持・拡充に向けた国の全面的な支援 … 7  
(国土交通省・総務省)
- 12 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 …………… 8  
(経済産業省・環境省)
- 13 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 …………… 9  
(全省庁)

### Ⅲ 「暮らし」の再建

14	被災者の生活再建に対する支援	10
	(内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省)	
15	被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援	11
	(厚生労働省)	
16	医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援	11
	(厚生労働省)	
17	文教環境の復旧・復興支援	12
	(文部科学省)	

### Ⅳ 「なりわい」の再生

18	農林水産業の復旧・復興支援	14
	(農林水産省・厚生労働省)	
19	被災企業等への支援策の拡充	18
	(経済産業省)	
20	「ものづくり特区」等による東北(岩手)地域への産業集積支援	19
	(経済産業省)	
21	TOHOKU 国際科学技術研究への支援	20
	(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)	
22	観光施設等の早期復旧と事業継続支援	21
	(国土交通省)	

### 【要望項目】

省庁別要望項目	22
内閣府	22
警察庁	22
総務省	22
財務省	23
文部科学省	24
厚生労働省	26
農林水産省	27
経済産業省	28
国土交通省	30
環境省	32

# 東日本大震災津波に関する要望書

東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波は、平成 23 年 3 月 11 日の発災から 9 か月になろうとしておりますが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

特に本県においては、想像を絶する壊滅的被害を受けた沿岸地域を中心に、現時点（11 月 18 日現在）で、尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約 6,000 人と、その人的被害は極めて深刻であるほか、家屋の流失・倒壊等、建物被害も 3 万 2 千棟を超えており、被災地の方々にとっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のなか、復旧・復興対策を進め、3 月以降で計 8 次におたる補正予算を編成するとともに、8 月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復興に向けて全力で取り組んでいるところでありますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、県や市町村の対応できる範囲を大きく超える被災地の甚大な被害や現場の切実な声に対し、迅速かつ十分な対応をとることが困難な状況が続いております。

国におかれましては、第 1 次、第 2 次に続き、先般の第 3 次の補正予算措置や東日本大震災復興に係る関連法案の成立に向けた審議など、復興に向けてご尽力いただいているところですが、第 3 次補正予算の速やかな執行とともに、年度内に必要が見込まれる予算の追加措置や平成 24 年度政府予算の編成に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

## 【重点要望項目】

### I 横断的事項

#### 1 復旧・復興のための事業に対する国費による力強い支援の継続（全省庁）

大地震及び大津波により、本県沿岸部の広大な面積において壊滅的な被害が発生し、その復旧・復興に全力を傾注しているところであるが、もともと地域経済が弱く、自主財源の乏しい地域であるため、県・市町村のみならず、漁協などの各種団体や地場企業も経営的な体力が脆弱な傾向にあることから、国費による力強い措置が必要不可欠である

こうしたなかで、生産基盤を失った漁業関係者や中小企業者等の施設・設備等の本格的な復旧・復興は途に就いたばかりであり、被災住民の「生活」と「なりわい」を早急に取り戻すため、国費による力強い措置を継続するとともに、更なる国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化を図るなど、支援内容を充実強化すること

#### 2 復興特区制度の早期実現及び柔軟な制度運用（全省庁）

被災地域において、迅速かつ効果的な復興を実現するためには、現在国会で審議されている復興特区制度の早期実現と柔軟な制度運用が不可欠である

現在においても、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公共団体の事務負担をさらに大きくしないためにも、本県が提言した10の「岩手復興特区」のようなテーマについては、関係市町村の考えを踏まえながら、県が包括的に計画を策定できるようにするなど、法案成立後に作成する基本方針等において、制度運用のできる限りの簡素化を図ること

また、現在、民間企業等からも多くの有用なプランやアイデアが寄せられており、広く民間活力を活用しながら、復興を実現していくことが肝要であるが、復興の取組によっては、復興特別区域における特別措置等と呼び水に、企業や研究機関の誘致等を図ろうとするものも想定されることから、具体的な誘致計画等を前提としない構想的な計画についても、復興特別区域における特別措置等を幅広く適用できる

よう、基本方針等において制度の間口を狭めないように留意すること

### 3 「復興交付金」等による地方の創意工夫を発揮させる仕組みの創設（内閣府）

地方の創意工夫を発揮し、被災地方公共団体の裁量で柔軟に活用するため、復旧・復興のための事業（ハード・ソフト）の財源を、各府省の枠を超え、国費による一括した交付金として交付する「復興交付金」制度の早期実現を図ること

その際、復興は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付すること

また、復興関連事業の実施には多大な事業費が必要であり、県の財政負担が大きいほか、復興交付金による整備と、従前の社会資本整備総合交付金や地域自主戦略交付金等による整備に不公平感を生じさせないため、復興関連事業の交付率及び地方負担に対する財政措置等について、復興交付金と同等の財政支援を講じること

### 4 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保（総務省）

国庫補助負担率の引上げや対象拡大等がなされた場合でも、国の直轄事業への負担金や各種災害復旧事業等の国庫補助事業の地方負担分、さらには、補助対象とならない地方単独事業の負担分を合計すると、財政力の弱い本県にとって過重負担となり、今後の復興の大きな支障となる懸念があることから、復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること

また、地方財政計画策定にあたっては、復旧・復興に要する経費を確実に反映させるとともに、地方交付税については、特別立法により総額の特例を設け、復旧・復興に要する経費を別枠で確保し、確実に配分すること

### 5 被災地復興のための人的支援（全省庁）

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者や、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーの協力が必要となることから、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと

## Ⅱ 「安全」の確保

### 6 災害廃棄物（がれき）の広域処理に向けた支援（環境省）

災害廃棄物の全量を期限内に地域内処理することが困難であることから、他の都道府県の協力も得ながら広域処理を進めることとしているが、災害廃棄物についても放射性物質が含まれている懸念があり他の自治体が慎重姿勢となっていることから、広域的な調整・支援を強化すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
災害廃棄物緊急処理支援事業（防災のまちづくり／P14, 55）

### 7 防災・消防に係る施設・設備の整備に向けた支援（総務省）

消防救急無線のデジタル化の移行期限の延長と無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
消防救急無線デジタル化事業（防災のまちづくり／P17）

### 8 災害復旧事業等の制度改善等（国土交通省・総務省）

災害復旧事業について、災害査定及び復旧工事に要する測量、調査、設計等の費用を全額補助対象とするとともに、設計変更等の要件緩和や事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと

また、災害復旧事業等の適用範囲を港湾のふ頭用地など港湾施設全体に拡大するとともに、港湾の上屋施設の復旧に対する国庫補助率の引上げや地方負担に係る交付税措置の充実等の財政支援を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P14, 15, 16, 18, 19）

### 9 地域の実態に即した復興まちづくりの推進（国土交通省）

- (1) 復興まちづくりの推進に向け、既存事業等の大幅な拡充や新たな制度の創設など、人材面も含めた全面的な支援と財政措置を講じること

また、平成 23 年度第 3 次補正予算において、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等の復興事業について、地方負担分が、震災復興特別交付税により全額措置される「東日本大震災復興交付金」が創設されたが、被災地の復興が完了するまでの間、全面的な財政措置を講じること

(2) 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の災害復旧事業等の復旧・復興事業についても、必要な許認可等の各種手続きの簡素化を図ること

(3) 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置

①土地収用手続きの簡素化等

復旧・復興事業の円滑な事業推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続きを簡素化し、迅速に事業者収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和や収用適格事業の拡大などの特例措置を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること

②所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地の権原取得には多大な手続きと時間を要することから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるよう特別措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第 1 期)関連事業  
多重防災型まちづくり推進事業(防災のまちづくり、生活・雇用/  
P 14, 16, 17, 18, 22, 56, 57)

## 10 復興事業としての社会資本整備等の促進(国土交通省・総務省)

(1) 「復興道路」の早期完成

三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の内陸部と三陸沿岸地域を連絡する道路を「復興道路」として位置付け、国により、3年間で重点的に整備し、5年以内に全線開通すること

また、宮古盛岡横断道路(国道 106 号)を指定区間に編入し、国



道 46 号等と併せて国が一体的に管理すること

加えて、道路事業の評価にあたっては、防災面の効果等を考慮した総合的な評価を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第 1 期)関連事業  
三陸復興道路整備事業（交通ネットワーク／P 19, 20, 64, 65）

## (2) 津波対策のための防災施設等の整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設を早期に復旧・整備すること

特にも、県では、海岸堤防等の復旧を進めるにあたり、湾口防波堤と組み合わせて津波対策を講じることとしており、釜石港、大船渡港の湾口防波堤については、5 年以内の復旧の見通しが示されたところですが、久慈港湾口防波堤についても、できる限りの前倒し完成を実現すること

加えて、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠隔化等について、平成 24 年度以降においても平成 23 年度第 3 次補正と同等の全面的な財政措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第 1 期)関連事業  
多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用／P 14, 16, 17, 18, 22, 56, 57）  
東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P 14, 15, 16, 18, 19）  
湾口防波堤等整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P 16, 19, 60）

## (3) 国営メモリアル公園の整備

東日本大震災津波の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を全国に発信する拠点として、陸前高田市高田松原地区に国営メモリアル公園を整備すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第 1 期)関連事業  
メモリアル公園等整備事業（防災のまちづくり／P 18, 63）

## (4) 直轄事業の着実な推進と地方負担に対する支援措置

復興が完了するまでの間「復興枠」として安定した予算を確保する

とともに、直轄事業を強力に推進するための体制強化を行うこと

併せて、直轄事業の地方負担について、平成 24 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること、又は直轄事業負担金制度を廃止すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第 1 期)関連事業  
東日本大震災社会資本復旧事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P 16, 18, 19）  
湾口防波堤等整備事業（防災のまちづくり、交通ネットワーク／P 16, 19, 60）  
メモリアル公園等整備事業（防災のまちづくり／P 18, 63）  
三陸復興道路整備事業（交通ネットワーク／P 19, 20, 64, 65）

#### (5) 「復興枠」の創設等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、「復興枠」の創設等により被災地に社会資本整備費を重点投資するとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げ、補助対象の拡充等を行うこと

併せて、復興事業等に対する社会資本整備総合交付金等の地方負担について、平成 24 年度以降も平成 23 年度第 3 次補正予算と同等の全面的な財政措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第 1 期)関連事業  
多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用／P 14, 16, 17, 18, 22, 56, 57）  
木造住宅総合耐震支援事業（防災のまちづくり／P 16）  
災害に強いライフライン整備事業（防災のまちづくり／P 16, 18）  
土砂災害対策施設整備事業（防災のまちづくり／P 17）  
三陸復興道路整備事業（交通ネットワーク／P 19, 20, 64, 65）  
港湾施設機能強化事業（交通ネットワーク／P 20）  
生活再建住宅支援事業（生活・雇用／P 21）  
応急仮設住宅再生供給事業（生活・雇用／P 22）  
住宅復興支援事業（生活・雇用／P 22）  
公営住宅エバーサルスザイン整備事業（生活・雇用／P 22）

## 11 鉄道の早期復旧及びいわて花巻空港の路線維持・拡充に向けた国の全面的な支援（国土交通省・総務省）

### (1) JR 線の復旧に係る支援制度の創設

JR 山田線・大船渡線の早期復旧のため、東日本旅客鉄道(株)の過

大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること

(2) 三陸鉄道の復旧に対する財政支援

三陸鉄道の復旧支援において、年間運輸収入の2分の1相当については補助対象外とされたが、復旧額全額を補助対象とすること

また、仮に補助対象外が残る場合、会社では負担できず、県及び市町村の負担となることから、震災復興特別交付税による財政支援など国による全面的な支援を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
(仮称)三陸鉄道復旧整備事業(防災のまちづくり、交通ネットワーク/P16, 20, 59)

(3) いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充

本県と名古屋圏とは、自動車関連産業など経済的な結びつきが強く、本年5月からFDA(フジドリームエアラインズ)によって両地域を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業面での回復や、本年世界遺産に登録された平泉をはじめとする本県の観光振興にも大変寄与しており、震災からの復興に関して非常に重要なものであることから、当該路線の維持・拡充に向けて、特別な配慮を行うこと

## 12 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援(経済産業省・環境省)

(1) 本年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」では、再生可能エネルギーにより発電された電気を、一定の期間や価格で電気事業者が買い取れることを義務付けているが、風力発電など出力が不安定な電力については、電気事業者が買取を制限することが懸念されることから、電気事業者による買取が徹底されるよう接続基準を明確化するとともに、系統接続の円滑化に向けた送変電設備の増強のための支援措置を講じること

(2) 平成24年10月から風力発電が環境影響評価法の対象となることから、風力発電事業の円滑な実施に向けて、県内における事前

の環境影響評価を国において実施するとともに、風力発電に適した評価項目の設定や手続き期間の短縮化を図ること

- (3) 非常時においても一定のエネルギーを賄える災害に強い地域づくりに向け、防災拠点や避難所に指定される公共施設、学校等に加えて、一般の事業所や住宅への太陽光発電、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に係る補助や利子補給等の支援措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
(仮称)再生可能エネルギー導入促進事業(防災のまちづくり/  
P17, 62)

### 13 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化(全省庁)

- (1) 国は、放射線の測定及び汚染対策について、責任をもって実施すること
- (2) 国は、今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うこと
- (3) 国は、放射性物質汚染対処特別措置法の対象市町村に、除染土壌、放射性物質汚染廃棄物等を一時保管するための中間貯蔵施設を設置するとともに、仮置き場の保管期間を明確に示し、地域住民に、その安全性を十分に説明し理解を求めること  
また、県及び特措法の対象とならない市町村が実施している測定・除染費用についても、国が遡って財政支援すること
- (4) 国は、国民の安全・安心の確保のため、放射線の影響に係る基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- (5) 国は、具体的に生じた損害のみならず風評被害による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
(仮称)放射性物質総合対策事業(防災のまちづくり、水産業・農林業、商工業、観光/P15, 37, 39, 44, 46, 50)  
環境放射能水準調査事業(防災のまちづくり/P15)

### Ⅲ 「暮らし」の再建

#### 14 被災者の生活再建に対する支援（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省）

##### （1）災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援

買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費や避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ無料バス等の輸送経費及び応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（第1期）関連事業  
応急仮設住宅整備事業（生活・雇用／P21）

##### （2）被災者生活再建支援制度の充実

被災者の住宅再建が図られる支援金額に拡充するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど、支援範囲を拡大すること

さらに、都道府県の相互扶助の範囲を超えると考えられる大災害に関しては、被災者生活再建支援基金ではなく、特別法を制定し、全額国庫負担による基金を地方に創設して対応すること

##### （3）個人の二重債務解消に向けた支援

個人の未払い住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難となっている状況から、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

##### （4）住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じて、災害公営住宅の建設や宅地の復旧、造成、提供等を行うための支援体制を国において整備すること

また、被災住宅の再建や修繕が図られるよう、現行の被災者生活再建支援制度に加え、別途、国全額負担による支援金額の拡充や支援対象を拡大した特別な支援制度を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
応急仮設住宅整備事業（生活・雇用／P21）  
生活再建住宅支援事業（生活・雇用／P21）  
災害復興公営住宅等整備事業（生活・雇用／P22, 68）  
応急仮設住宅再生供給事業（生活・雇用／P22）  
住宅復興支援事業（生活・雇用／P22）  
多重防災型まちづくり推進事業（防災のまちづくり、生活・雇用／  
P22, 56, 57）  
公営住宅エネルギーサイン整備事業（生活・雇用／P22）

## 15 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援（厚生労働省）

「雇用復興推進事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、事業期間・対象者の要件緩和を図ること

また、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の事業期間の延長措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
緊急雇用創出事業臨時特例基金（生活・雇用／P23, 69）

## 16 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援（厚生労働省）

### （1）医療施設の再開及び再開後の診療継続に対する支援

被災した全ての医療提供施設における、診療等の再開に向けた施設・設備の整備に対し、十分な財政措置を講じること

具体的には、災害復旧事業について、補助対象施設の拡大、津波被害に伴う施設の移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図るほか、地域医療再生基金について、設置期間の延長を図るとともに、柔軟な活用ができる取扱いとすること

地域の中核的な医療機関の機能回復に向け、長期的かつ継続的に医師や看護師等の医療スタッフを派遣するための仕組みを構築するとともに、派遣に要する経費の支援を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
被災地医療確保対策事業（保健・医療・福祉／P24, 71）  
（仮称）医療施設等復旧・復興支援事業（保健・医療・福祉／P24）

## (2) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した全ての社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、補助率引き上げとなる地域要件の緩和や、津波被害に伴う施設の移転等に対する被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

また、これらの施設運営等に従事する介護職員等の専門職員が、十分な期間継続して派遣されるよう手厚い支援を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
老人福祉施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P24）  
障害者支援施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P24, 25）  
児童福祉施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P26）

## (3) 基金を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組みを継続して実施していくために、安心こども基金（保育所緊急整備事業）、障害者自立支援対策臨時特例基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び地域自殺対策緊急強化基金について、中長期にわたる制度として、安定した財源の確保を図ること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
地域支え合い体制づくり事業（保健・医療・福祉、地域コミュニティ／P24, 26, 33）  
被災地障がい者相談支援事業（保健・医療・福祉／P24）  
介護サービス施設等整備臨時特例事業（保健・医療・福祉／P26）  
児童福祉施設等災害復旧事業（保健・医療・福祉／P26）  
（仮称）震災ストレス外来設置支援事業（保健・医療・福祉／P27）  
災害時要援護者支援対策事業（地域コミュニティ／P32）  
（仮称）障がい者を地域で支える体制づくり事業（地域コミュニティ／P33）

# 17 文教環境の復旧・復興支援（文部科学省）

## (1) 学校・公立文教施設の復旧整備

津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から新築移転復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、原形復旧に当たらない防災機能の強化、震災に起因する学校

統合のための新築、応急仮設校舎等に係る用地のリース料及び当該用地の既存施設解体撤去に要する経費も国庫補助対象とすること

併せて、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の対象を学校施設に限定せず、公立文教施設に拡大することにより、教育研修施設や文化・体育施設も補助対象とすること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
学校施設災害復旧事業（防災のまちづくり、教育・文化／P15,28）  
（仮称）県立学校施設防災機能強化事業（防災のまちづくり、教育・文化／P15,29）  
社会教育施設等災害復旧事業（教育・文化／P30）  
スポーツレクリエーション施設災害復旧事業（教育・文化／P30）

## （2）児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費の全面的な財政支援を行うこと

## （3）通学手段の確保

被災に起因した児童生徒の通学手段の確保について、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学援助事業の対象とならない児童生徒の通学手段確保に要する経費への十分な支援措置、高等学校への適用範囲拡大、被災地の学校設置者がバスを購入する場合の全面的な支援措置を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
被災地児童生徒就学支援事業（教育・文化／P28）  
高等学校通学バス運行事業（教育・文化／P28）

## （4）教職員の確保等

児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を引き続き講じるとともに、被災地の復興に必要な多額の財源を確保するため、復興期間中については、義務教育費国庫負担金の負担率を3分の1から全額負担とすること

また、教職員の住宅の確保のための財政支援措置を講じること



参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
被災地学校等への教職員配置事業（教育・文化／P29）  
教職員住宅等災害復旧事業（教育・文化／P29）

#### (5) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を行うこと。また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、補助率のかさ上げ、補助対象等の見直しを含めた財政的支援を行うこと

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
県内遺跡調査事業（教育・文化／P30）

## IV 「なりわい」の再生

### 18 農林水産業の復旧・復興支援（農林水産省・厚生労働省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、総力を挙げた支援を行うこと

#### (1) 国家プロジェクトとしての水産業の復旧・復興支援

##### ア 漁業と流通・加工業の一体的な再建

(ア) 水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向け、複数年度にわたる段階的・計画的な復旧・整備も可能となるよう、地域の復興状況に対応した、漁船、漁具、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる施設・設備の復旧・整備への支援を継続すること

(イ) 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援を行うこと

(ウ) 共同利用施設の災害復旧事業において、設計管理費を補助対象に追加すること

(エ) 水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能を早期に回復、強化するための、事務所の新設整備及び付帯機器等の復旧・整備への支援を行うこと

(オ) 漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能を維持・強化す

るための、漁協等関係団体の人件費など運営経費への支援を行うこと

#### イ 漁港等の復旧・整備

(ア) 漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

(イ) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる補助事業を創設すること

(ウ) 災害査定後の早急な復旧工事を実施するための技術者派遣など人的支援を行うこと

(エ) 災害復旧工事の発注にあたり、必要となる積算業務委託費や構造設計委託費などの測量及び試験費を支援する補助事業を創設すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業

共同利用漁船等復旧支援対策事業（水産業・農林業／P 35, 82）

水産業経営基盤復旧支援事業（水産業・農林業／P 35, 83）

漁業協同組合等機能回復支援事業（水産業・農林業／P 35）

水産業共同利用施設災害復旧事業（水産業・農林業／P 36）

製氷保管施設等早期復旧支援事業（水産業・農林業／P 36, 85）

漁港災害復旧事業（水産業・農林業／P 38, 88）

## (2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ア) 津波により、壊滅的な被害を受けた農地の復旧に万全を期すため、災害復旧事業費の限度額について、地形条件や被災原因等を加味した算定方式の導入を図ること

(イ) 査定設計委託及び災害復旧関連事業の事業計画書作成等に要する費用に対する全面的な財政支援を行うこと

(ウ) 被災農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金及び被災した土地改良区の事務所等の再建に対する全面的な財政支援を行うこと

イ 被災地域における新たな産地づくりに向けた総合的な支援

- (ア) 被災地域の復興計画に位置付けられた、園芸のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、生産施設・機械等の整備を全面的に支援する制度を創設すること
- (イ) 新たな産地の担い手を計画的に確保・育成するため、新規就農者等に対する経営管理能力の向上や実践研修、初期投資の軽減に活用する基金制度を創設すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業

農業共同利用施設災害復旧事業（水産業・農林業／P39）

被災農家経営再開支援事業（水産業・農林業／P39）

東日本大震災農業生産対策事業（水産業・農林業／P39）

（仮称）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（災害復旧事業）  
（水産業・農林業／P39）

（仮称）農業復興総合支援事業（整備事業）（水産業・農林業／P39, 89）

被災者農業雇用支援事業（水産業・農林業／P40）

（仮称）農業復興総合支援事業（推進事業）（水産業・農林業／P40, 89）

がんばろう！岩手・農村起業復興支援事業（水産業・農林業／P40）

団体営畜産経営環境整備事業（水産業・農林業／P41）

（仮称）畜産経営再生可能エネルギー導入事業（水産業・農林業／P41）

（仮称）三陸みらい園芸産地づくり事業（水産業・農林業／P41, 91）

（仮称）次世代農業技術開発拠点整備事業（水産業・農林業／P41）

（仮称）三陸みらい農業担い手応援事業（水産業・農林業／P41, 92）

（仮称）安全・安心グリーン・ツーリズム展開事業（観光／P50）

農地等災害復旧事業（水産業・農林業／P39）

団体営農地等災害復旧事業（水産業・農林業／P39）

小規模農地等災害復旧事業（水産業・農林業／P39）

（仮称）土地改良区機能回復支援事業（水産業・農林業／P39）

海岸保全施設災害復旧事業（水産業・農林業／P39）

（仮称）農地災害関連区画整理事業（水産業・農林業／P40, 90）

（仮称）住環境再建支援関連農地整備事業（水産業・農林業／P41）

### (3) 防潮林の復旧・整備

- ア 防潮林の復旧・整備について、林帯と同様に、植栽も災害復旧事業の対象とすること
- イ がれき仮置き場となっている場合や、海岸保全施設の復旧・整備後に着手することが必要な防潮林の復旧・整備について、災害復旧事業の実施期間を超えた場合であっても災害復旧事業と同等の支援をすること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
森林組合機能回復支援事業（水産業・農林業／P42）  
（仮称）木材供給等復旧対策事業（水産業・農林業／P42, 93）  
治山災害復旧事業（水産業・農林業／P42, 94）

#### (4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
復興支援ファンド設立支援事業（水産業・農林業、商工業／  
P36, 43, 45, 95）

#### (5) 原子力発電所事故による畜産被害等への対応

##### ア 国による全頭検査体制の確立

(ア) 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制を確立すること

(イ) 検査実施に要する経費の全面的な支援を行うこと

##### イ 畜産農家等の経営安定対策等

(ア) 肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る、肥育農家からの返還不能額について、事業実施主体の負担とならない仕組みを整備すること

(イ) 暫定許容値を超過している牧草地の利用を可能とするため、次年度以降も、牧草地の更新に要する経費の継続した全面的な支援を行うこと

##### ウ 暫定規制値を超えた牛、高濃度の放射性セシウムが検出された稲わらや牧草、暫定許容値を超過した堆肥の最終処分方法の確立等

(ア) 暫定規制値を超えた牛肉の処分方法を明確にし、国の責任による保管、処分を実施すること

(イ) 8,000Bq/kg を超過する高濃度の放射性セシウムが検出された稲わらや牧草の最終処分方法を明確にするとともに、地域で実施する暫定許容値を超過した牧草や原発事故後に収集された稲わらの処分に要する経費の複数年度にわたる全面的な支援を行うこと

(ウ) 暫定許容値を超過し、利用できなくなった堆肥の最終処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、その処分に要する経費の全面的な支援を行うこと

(エ) 乾しいたけの検査方法を早期に提示すること

#### エ 風評被害の防止等

(ア) 牛肉の安全性についての正確な情報提供やPR活動を行うこと

(イ) 県、市町村、団体等が実施する風評被害対策に要する経費への全面的な支援を行うこと

#### オ 畜産農家等に対する損害賠償の確実な実施

(ア) 東京電力㈱に対して、畜産農家等の窮状を踏まえ、損害賠償が十分かつ迅速に行われるよう働きかけを行うこと

(イ) 本県産の食用農林産物と畜産物を、原子力損害の判定等に関する中間指針において、風評被害として賠償対象となる品目に追加すること

(ウ) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、畜産農家等の負担が生じることのないよう措置すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
(仮称)放射性物質総合対策事業(防災のまちづくり、水産業・農林業、商工業、観光／P15, 37, 39, 44, 46, 50)

## 19 被災企業等への支援策の拡充（経済産業省）

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと

### (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

国の補正予算等で措置された当該補助事業について、がれき処理や用地確保などの要因から、今年度の募集には間に合わず、来年度

以降も公募があればぜひ提案したいとする声が多く寄せられているところであり、また、本格的な復興に向け事業計画を準備したいとするグループもあることから、来年度以降も本事業を継続して実施すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
中小企業等復旧・復興支援事業（水産業・農林業、商工業、観光／  
P 36, 44, 46, 49, 86)

## (2) 小規模事業者への支援策の拡充

中小企業、中でも中堅・中核企業を核とするグループには補助事業が創設されたものの、多数の特に零細な小規模事業者向けの助成制度が十分でないことから、まちづくりがスムーズに再開されるためにも、早期の施設・設備の復旧に向けた一定の補助金など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと

## 20 「ものづくり特区」等による東北（岩手）地域への産業集積支援（経済産業省）

今般の災害は、住民生活から産業復興までかつてない範囲で社会全体を覆い、我が国産業の根幹をも揺るがしていることから、再び我が国が世界をリードする強固な産業国家となるための戦略の中で、被災した東北をその牽引役に位置付けるとともに、その実行のための特別法の制定などにより、復興地域として、復旧から復興、発展へと成長するための諸施策を集中的に投入すること

特に、本県並びに東北の基幹産業である自動車・半導体関連産業などの復興から更なる発展、その支えとなる物流インフラの早期整備に向けた、優遇策の適用など、「ものづくり特区」等による総合的な措置を講じること

併せて、近年の円高に対しさらなる為替政策を行うとともに、企業の海外移転等による産業の空洞化が強く懸念されることから、国内生産や投資を促進するため一層の支援策を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施（商工業／  
P 44, 46)

## 21 TOHOKU 国際科学技術研究への支援（内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）

東北全域の復興を目指し、世界のフロントランナーとなる防災研究、海洋研究、素粒子・エネルギー研究の国際的科学技術研究所の誘致・創設に向けて、国家プロジェクトとして取り組むこと

### (1) 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国際的防災研究拠点や海底地震・津波観測ネットワークシステム等を国が整備すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
(仮称)国際的研究開発拠点形成促進事業（商工業／P47, 97）

### (2) いわて三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により三陸沿岸域の海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や三陸海域の豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、被災した研究機関の復旧について国が全面的な支援を行うとともに、海洋物理、海洋生物、海洋地質、海洋再生可能エネルギー等広範な研究機能や実証試験機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点を国が整備すること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
(仮称)国際的研究開発拠点形成促進事業（商工業／P47, 97）  
海洋研究拠点復興促進事業（商工業／P47）

### (3) 素粒子・エネルギー研究拠点の構築

素粒子・エネルギー研究に関しては、世界でただ1カ所建設されることが計画され、本県の北上山地が建設候補地となっている超大型加速器「国際リニアコライダー（ILC）研究施設」を核として超伝導、半導体、新材料など多岐にわたる関連産業の集積を図り、新エネルギー、先端医療の国際研究拠点の形成を目指そうとするものであること

から、政府として I L C 誘致を国家プロジェクトとして取り組むとともに、I L C 研究施設を核とした東北復興のグランドデザインの策定等の調査費を措置すること

## 22 観光施設等の早期復旧と事業継続支援（国土交通省）

被災した観光施設等の早期復旧と事業者の事業継続のための大型補助制度を創設するとともに、震災や放射性物質による風評被害の払しょくに向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

参考：岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画(第1期)関連事業  
中小企業等復旧・復興支援事業（水産業・農林業、商工業、観光／  
P 36, 44, 46, 49, 86)



## 【要望項目】～省庁別要望事項～

### 【内閣府】

- 1 大規模災害であることを踏まえた被災者生活再建の拡充に対する手厚い補助等の支援
- 2 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設
- 3 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援
- 4 地域自殺対策緊急強化基金の期間の延長及び積み増し
- 5 新公益法人制度への移行期間の延長及び優遇措置の拡充
- 6 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備
- 7 地域防災力向上支援補助事業について、孤立地域のみならず、避難所や防災拠点への衛星携帯電話の配備のほか、通話料等についても国庫補助の対象を拡大すること
- 8 避難場所への階段等の整備や避難所への水、食料等の備蓄に関する財政支援
- 9 国際科学技術研究拠点の形成に係る、復興に向けた国家プロジェクトとしての加速器空洞等関連研究開発施設等の素粒子・エネルギー研究拠点の整備

### 【警察庁】

- 1 県警察官の緊急増員に伴う財政措置
- 2 治安基盤施設の復旧に係る経費について、建築費のほか、用地取得費、設計費等の関連経費についても国庫補助対象となるよう範囲を拡大
- 3 復興のために新たに必要となる交通安全施設等の整備事業に関する財政措置
- 4 災害等各種事案に迅速に対応するための総合指揮室の整備に関する財政措置
- 5 警察情報通信基盤の早期復旧に関する財政措置
- 6 警察の災害警備活動に要する経費への支援

### 【総務省】

- 1 被災団体に対する財源措置等の充実
  - (1) 庁公舎、備品等の整備に係る財政措置について  
旧市町村単位等に設置されている支所・出張所の被災に係る復旧に対して財政措置を講じること
  - (2) 将来の本庁舎、支所庁舎建設費用に対する財源措置を講じること
- 2 三陸鉄道の復旧支援
  - (1) 年間運輸収入の2分の1相当については、補助対象外とされたが、会社では負担できず、県及び市町村の負担となることから、震災復興特別交付税による財政支援など国による全面的な支援を講じること
  - (2) 三陸鉄道の全線復旧は、平成26年4月を予定しており、それまでの間引き続き、国庫補助に係る地方自治体負担全額について、震災復興特別交付税による財政支援措置を講じること
  - (3) 長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道の維持運営費に対する県及び市町村負担について、地方交付税措置を講じること
- 3 一部事務組合で共同処理している市町村の非常勤職員の公務災害補償について、東日本大震災に伴う想定外の多額の費用に充てる、該当市町村の特別負担額や引き上げが予想される構成市町村の一般負担額等に対する特別交付税による措置
- 4 合併特例債の発行期間（現在は合併後15年間）の延長（さらに5年の延長）と甚大な被害を受けた公共施設等を合併特例事業として建設した場合の元利償還金の交付税措置の拡充（現在の70%から災害復旧債並みの95%に引き上げ）

- 5 被災地の復興計画との整合性を図るため過疎地域自立促進特別措置法の失効期限の延長
- 6 被災地のコミュニティ再生・活性化に向けた地域づくり活動や集会施設（災害復旧の対象となる公民館等を除く全壊地域の仮設集会所、コミュニティセンター、自治会集会所等）の修繕・整備等に対する財政支援
- 7 情報通信網の復旧
  - (1) ケーブルテレビ
 

一部地域の設備等が未だ仮復旧の状況にあることから、ケーブルテレビの設備等に係る早期の本格復旧に向けた支援
  - (2) 仮設住宅等への支援
 

仮設住宅等についてテレビ、ラジオ、インターネット等が利用できる環境整備への支援
- 8 災害時に情報収集手段が確保できるよう、ラジオの難聴解消及びコミュニティFMの設立・エリア拡充に対する支援制度の創設
- 9 市町村等が設置した地上デジタル放送移行のための共聴施設や光ファイバー等の情報通信基盤の災害復旧に対する予算の拡充と次年度以降の継続支援
- 10 仮設住宅における光ファイバー等の情報通信基盤について、仮設住宅の撤去の際に、市町村が仮設住宅に設置した情報通信関係設備等を併せて撤去する場合の国庫補助金の返還の免除
- 11 市町村等が復興計画等に基づいて実施するICTを活用した復興事業に対する支援制度の拡充と次年度以降の継続支援
- 12 消防関係
  - (1) 消防救急無線のデジタル化について、平成28年5月の移行期限の延長、並びに無線のデジタル化に係る市町村負担の更なる軽減
  - (2) 殉職者、障がい者となった消防職団員に対して、県及び市町村が支給する賞じゅつ金への財政支援
  - (3) 被災地で活動する消防団員の出動手当等への更なる財政支援
  - (4) 県や各市町村が震災関連業務を円滑に行うために「被災者支援システム（仮称）」を導入する経費に対する財政支援。
  - (5) 消防防災施設・設備災害復旧費補助金について平成24年度以降も引き続き財政支援
  - (6) 消防防災施設災害復旧費補助金における庁舎等建設に係る規模要件の緩和
  - (7) 広域防災拠点を地方が整備する場合の財政支援
  - (8) 自主防災組織が行う防災活動への財政支援
  - (9) 避難環境の整備に対する国による全面的な財政支援

#### 【財務省】

- 1 被災者・被災企業に対する国税の減免措置等、各種特例措置の適用
  - (1) 所得税における被災者向け住宅、被災代替資産等に係る償却の特例
  - (2) 被災家屋の代替取得に係る消費税の特例（消費税法）
 

被災者の早期の生活再建、被災地における産業の早期復興に資するよう、災害により滅失、損壊した居住用家屋、事業用家屋の代替取得については消費税を課さないこととする
  - (3) 被災企業に対する所得税、法人税をはじめとする税制全般の減免等の特別措置
 

被災企業等に対する法人税等の減免措置、復興資金を捻出するために行う土地等の売却にかかる譲渡益課税の免除
- 2 被災した県及び市町村が実施する社会資本整備に対する補助事業、社会資本整備総合交付金等の補助率等の引上げ、補助対象の拡充を含む、被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資

## 【文部科学省】

- 1 公立学校施設災害復旧費国庫負担法等の対象の拡大
  - (1) 現在補助対象となっている公立学校施設に限定せず、公立文教施設に拡大することにより、教育研修施設や文化・体育施設等も補助対象とすること
  - (2) 新築移転する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、原形復旧に当たらない防災機能の強化、震災に起因する学校統合のための新築等についても国庫補助対象とすること
- 2 被災した幼児児童生徒の学業及び通学に対する支援
  - (1) 被災に起因し、経済的理由及び交通機関の被災等により通学困難となった高校生の就学のための通学バス運行委託経費及びバス購入経費等に対する財政支援
  - (2) 被災した高校生が教育を受けるに当たって、必要な教科書、教材、通学用品等への県の支援策に対する財政支援
  - (3) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金制度を、就学支援を必要とする幼児児童生徒がいなくなるまで継続実施すること
- 3 高校授業料無償化の継続について  
高校授業料の無償化については、被災地生徒の就学支援及び保護者の財政的支援の観点からも現行制度を継続するとともに、高等学校等就学支援金に対する平成 22 年度税制改正による扶養控除見直しの影響を最小限に止めること
- 4 被災遺児等への支援制度の創設  
被災によって親を失った児童生徒を含む被災地の子どもたちが、交流・体験活動等を行うなど、子どもたちの健やかな成長を長期的な支援を行う仕組みづくりが必要であることから、その整備及び管理運営に要する経費への財政支援
- 5 被災地に存する学校の復興及び児童生徒へのきめ細かい教育のための教職員定数の継続的な加配措置及び基礎定数の一定割合（例えば 20%）を震災復興加配として一括措置すること
- 6 被災児童のための放課後の安全・安心な居場所の確保に対する継続的な全面的財政支援
- 7 被災した高校生及び大学生等を対象とした給付型の奨学金制度の創設
- 8 被災地域の文化財修復に係る国庫支出金制度交付率のかさ上げ及び国庫補助対象外の文化財への交付対象範囲の拡大
- 9 復興事業に伴う埋蔵文化財調査及び文化財保存整備への人的・財政的支援
- 10 被災地の復興に必要な多額の財源を確保するため、復興期間中については、義務教育費国庫負担金に係る国庫負担率を 3 分の 1 から全額負担に拡充
- 11 教員と共に児童生徒の学習面や生活面の諸課題に対応する人材が必要であることから、退職教員や教員免許を有しない経験豊かな社会人等を非常勤職員等として配置する場合には必要な経費に対する財政支援
- 12 被災により心にダメージを受けた児童生徒に対する支援  
被災した幼児児童生徒の心のサポートを行うために必要なスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費への全面的な財政支援を継続すること
- 13 防災教育等を含めた復興教育の取組への支援  
実践事例の収集・紹介や地域住民・他地域の学校との交流などの復興教育を展開するために必要な経費に対する財政支援継続すること
- 14 芸術文化活動への支援  
被災地における文化芸術活動の早期復興を図るための取組（巡回公演の実施、芸術家等指導者の派遣、民俗芸能団体の備品修復支援等）に広く活用できる補助金等を措置すること
- 15 学習の成果を生かした地域づくりの推進を目的としている全国生涯学習ネットワークフォーラムについては、今後、被災地において状況を勘案しつつ復興のシンボルとして開催できるよう、継続して実施すること
- 16 国立岩手山青少年交流の家を継続的に国で運営するなど、被災地の青少年の体験研修機会が確保されるよう配慮すること

- 17 甚大な被害を受けた市町村にある私立幼稚園に対しては、浸水区域からの移転など、復旧事業着手までに数年かかる場合も補助対象とすること、及び用地取得・造成費用についても国費による全面的な支援を行うこと
- 18 日本私立学校振興・共済事業団既往融資資金の免除又は猶予等
- 19 私立幼稚園への経常費助成について、震災による一時的な園児数の減に配慮した運用を行うこと
- 20 被災した高等教育機関等の再建  
国公立大学をはじめとする被災した高等教育機関及び試験研究所の再建・維持存続のため国による全面的な財政支援
- 21 国際科学技術研究拠点の形成
  - (1) 防災に関する学術的・実践的な研究等を総合的に推進するため国際的防災研究拠点の整備
  - (2) 海洋物理、海洋生物、海洋地質等広範な研究機能を集積した海洋に関する総合的研究拠点の整備
  - (3) 加速器空洞等関連研究開発施設等の素粒子・エネルギー研究拠点の整備
  - (4) 「産」と「学」、地域と地域の橋渡しを担うコーディネート機能など、地域の科学技術振興に大きな役割を果たしてきたJSTイノベーションサテライト岩手に代わる新たな機関の設置と、当該機関による科学技術振興を通じた復興支援
- 22 災害に強い新しい社会環境づくり
  - (1) 三陸をフィールドとする再生可能エネルギーの実証試験機関（日本版 EMEC）の設置
  - (2) 三陸の電源確保のための水産業と協調した洋上風力発電設備メガソーラー発電設備等の整備
- 23 知の資産と地域資源を生かした新たな産業の創出支援
  - (1) コバルト合金、バイオマス資源を活用した新素材・新エネルギーの研究開発の推進と拠点化
  - (2) 農林水産資源を活用した食品系高機能素材の研究開発の推進と拠点化
- 24 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化等  
空間線量率、降水物、水道水、土壌、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、これらの安全基準等の制定と統一的な運用、測定結果・評価結果の速やかな公表、国民への丁寧な説明について、国の責任による確実な実施
- 25 環境放射能モニタリング監視体制強化に要する委託費の増額  
国からの委託により各都道府県が実施している環境放射能モニタリングについて、東京電力福島第1原子力発電所の事故後、国からの指示に基づき監視体制を強化したことにより生じている費用分の委託費の増額
- 26 放射線検出問題に対する学校等への支援
  - (1) 児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた対応について具体的に明示するとともに、除染等に要する経費については、局所的に線量が高い箇所にかかるものも含め、全面的な財政支援を行うこと
  - (2) 県内学校で十分モニタリングができるような機器（シンチレーションサーベイメーター、積算線量計）の配備及び体制の整備に係る支援
  - (3) 安全・安心な学校給食を提供できるよう、各給食実施者（県、市町村教育委員会）が行う学校給食食材の放射線量を測定する機器の導入及び検査体制の整備に対し、全面的な財政支援を行うこと
- 27 放射性物質を含む上下水道及び工業用水道の汚泥に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置

【厚生労働省】

- 1 被災した全ての医療施設、医療従事者養成施設等の早期復旧に対する手厚い支援
- 2 被災地の中核病院に対する医師等の派遣支援
- 3 災害拠点病院における備蓄の充実
- 4 災害派遣医療制度の充実
- 5 被災児童のこころのケアや生活支援の充実
- 6 母子寡婦福祉資金貸付制度の拡充
- 7 安心こども基金（保育所緊急整備事業）の恒久化
- 8 放課後児童クラブの指導員増員に係る支援の充実
- 9 児童相談所の職員配置に係る支援の充実
- 10 被災地におけるひとり親家庭の増加に対応するための高等技能訓練促進費等事業の拡充
- 11 社会福祉施設等の早期復旧に対する手厚い支援
- 12 被災を理由とする日常生活用具給付等事業及び補装具費の負担に対する手厚い支援
- 13 被災地の障がい者雇用や福祉的就労に関する恒久的な支援策の創設
- 14 被災者に対する心身障害者扶養共済制度の掛金の減免措置に対する財政支援
- 15 障害者自立支援対策臨時特例基金の期間の延長及び積み増し
- 16 地域自殺対策緊急強化基金の期間の延長及び積み増し
- 17 生活福祉資金貸付制度の貸付原資及び人件費、事務費に対する手厚い支援
- 18 社会福祉施設及び介護保険施設等への継続的な人的支援
- 19 被災した介護保険施設等の入所者受入れに係る特例措置の継続
- 20 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の期間の延長と拡充（積み増し及び弾力的運用）
- 21 被災地における介護保険料率の増加の抑制
- 22 被災者の医療費一部負担金等免除期間の延長
- 23 被災市町村国保の保険料（税）収入の減少分についての十分な財政措置
- 24 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大及び手厚い支援  
（具体例）買取りによる応急仮設住宅に係る維持経費／被災者の移動手段の確保のため、避難所等から医療機関や生活物資調達拠点を結ぶ県及び市町村が運行している無料バス等の輸送経費／応急仮設住宅の設備の保守管理及びコミュニティ確保対策のための施設整備（ベンチ、プランター、遊具等）
- 25 災害救助法に係る事務処理の簡素化
- 26 応急仮設住宅及び入居者の生活に必要なサービス提供施設の建設に係る全面的な財政措置
- 27 応急仮設住宅等への入居後における家計負担の軽減
- 28 災害救助法に係る応急修理制度の所得制限の撤廃
- 29 特別立法による被災者生活再建支援の特例的基金の創設
- 30 被災者台帳作成のガイドラインの策定及び財政支援
- 31 放射能検出問題に対する児童福祉施設への支援
  - (1) 保育所等児童福祉施設の施設・園庭等の利用判断に係る考え方及び児童が施設等において受ける線量低減に向けた対応について明示すること
  - (2) 県内保育所等児童福祉施設で十分なモニタリングができるような機器（シンチレーションサーベイメーター、積算線量計）の配備及び体制の整備に対する支援
- 32 地域の雇用維持・拡大に繋がる支援の拡充
  - (1) 事業復興型雇用創出事業の要件緩和  
平成 23 年 3 月 11 日以降に雇用されたすべての者（再任された者を含む）が対象となるよう要件の緩和と事業着手時期の延長
  - (2) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金による事業期間の延長（震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間の延長等）
- 33 被災した県立職業能力開発施設及び認定職業訓練施設復旧のための来年度以降の財政支援の継続実施
- 34 被災した市街地・集落の復興（区画整理、集団移転等）に対応した水道施設整備への国

庫補助制度の適用及び手厚い特定補助率の適用

35 水道施設等の災害復旧事業の、災害査定及び復旧工事に要する測量、調査、設計等の費用への国庫補助制度の適用及び事業期間の延長等の見直し

#### 【農林水産省】

### 1 国家プロジェクトとしての水産業の復旧・復興支援

#### (1) 漁業と流通・加工業の一体的な再建

- ① 漁船・養殖施設等の生産手段や共同利用施設等の生産基盤の復旧・整備支援の継続
- ② 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援
- ③ 共同利用施設の災害復旧事業において、設計管理費を補助対象に追加
- ④ 水産業再生の中核となる漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能を早期に回復、強化するための、事務所の新設整備及び付帯機器等の復旧・整備への支援
- ⑤ 漁協や水産加工協など関係団体の事業推進機能を維持・強化するための、漁協等関係団体の人件費など運営経費への支援
- ⑥ 造船メーカー等製造元における小型漁船や養殖等資材の供給力向上

#### (2) 漁港等の復旧・復興

- ① 災害復旧事業の国庫負担率、国庫補助率の引上げ
- ② 水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費補助金、漁港関係災害関連事業及び海岸保全施設整備事業等の補助率の引上げ
- ③ 災害復旧事業等の事業期間（原則3ヶ年）を延長するなど、災害復旧制度の柔軟な運用や要件緩和
- ④ 災害復旧工事の発注にあたり、必要となる積算業務委託費や構造設計委託費などの測量及び試験費を支援する補助事業の創設
- ⑤ 災害査定後の早急な復旧工事を実施するための技術者派遣など人的支援
- ⑥ 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設の新設について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業と同等の補助率となる補助事業を創設すること
- ⑦ 被災した漁業集落環境施設の調査設計委託費を「水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費補助金」の対象とすること
- ⑧ 全国的な津波対策の見直しや設計基準等の早急な見直し

### 2 農業・農村の復旧・復興対策

#### (1) 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

- ① 津波により、壊滅的な被害を受けた農地の復旧に万全を期すため、災害復旧事業費の限度額について、地形条件や被災原因等を加味した算定方式の導入
- ② 災害復旧関連事業の申請時期の弾力的な運用
- ③ 査定設計委託及び災害復旧関連事業の事業計画書作成等に要する費用に対する全面的な財政支援
- ④ 災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等への国庫補助の復活
- ⑤ 被災した農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金等に対する全面的な財政支援
- ⑥ 被災した土地改良区の事務所等の再建、並びに復興に係る体制強化に対する全面的な財政支援

#### (2) 被災地域における新たな産地づくりに向けた総合的な支援

- ① 被災地域の復興計画に位置付けられた、園芸のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、生産施設・機械等の整備を全面的に支援する制度の創設
- ② 新たな産地の担い手を計画的に確保・育成するため、新規就農者等に対する経営管理能力の向上や実践研修、初期投資の軽減に活用する基金制度の創設

#### (3) 農業者等の経営再建に向けた支援

被災した農協の事務所、農業者等が共同で利用する施設等の再建に対する全面的な財政支援

### 3 防潮林の復旧・整備

- (1) 防潮林の復旧・整備について、林帯と同様に、植栽も災害復旧事業の対象とすること
- (2) 防潮林は、がれき仮置き場となっている場合や、海岸保全施設の復旧・整備後に着手することが必要な防潮林の復旧・整備について、災害復旧事業の実施期間を超えた場合であっても災害復旧事業と同等の支援をすること
- (3) 被災した森林組合事務所等の再建に対する全面的な財政支援

### 4 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換えの際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置の実施

### 5 原子力発電所事故による畜産被害等への対応

#### (1) 国による全頭検査体制の確立

- ① 国の責任による肉用牛の放射性物質の全頭検査体制の確立
- ② 検査実施に要する経費の全面的な支援

#### (2) 畜産農家等の経営安定対策等

- ① 肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る、肥育農家からの返還不能額について、事業実施主体の負担とならない仕組みの整備
- ② 暫定許容値を超過している牧草地の利用を可能とするため、次年度以降も牧草地の更新に要する経費の継続した全面的な支援

#### (3) 暫定規制値を超えた牛、高濃度の放射性セシウムが検出された稲わらや牧草、暫定許容値を超えた堆肥の最終処分方法の確立等

- ① 暫定規制値を超えた牛肉の処分方法を明確にし、国の責任による保管、処分の実施
- ② 8,000Bq/kg を超過する高濃度の放射性セシウムが検出された稲わらや牧草の最終処分方法を明確にするとともに、地域で実施する暫定許容値を超過した牧草や原発事故後に収集された稲わらの処分に要する経費の複数年度にわたる全面的な支援
- ③ 暫定許容値を超過し、利用できなくなった堆肥の最終処分方法について、早急に明確な方針を示すとともに、その処分に要する経費の全面的な支援
- ④ 乾しいたけの検査方法の早期提示  
要する経費の全面的な支援

#### (4) 風評被害の防止等

- ① 牛肉の安全性についての正確な情報提供やPR活動の実施
- ② 県、市町村、団体等が実施する風評被害対策に要する経費の全面的な支援

#### (5) 畜産農家等に対する損害賠償の確実な実施

- ① 東京電力(株)に対して、畜産農家等の窮状を踏まえ、損害賠償が十分かつ迅速に行われるよう働きかけ
- ② 本県産の食用農林産物と畜産物を、原子力損害の判定等に関する中間指針において、風評被害として賠償対象となる品目に追加
- ③ 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、畜産農家等の負担が生じることのないよう措置

### 【経済産業省】

- 1 県・市町村が実施する災害復旧のための融資制度に対する助成（原資の提供、利子・保証料補給への助成（償還期間の猶予、償還減免））
- 2 設備資金貸付・設備貸与事業の貸付規模の拡大及び貸付条件の緩和（従業員数・無利子）
- 3 中小企業高度化事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合、償還猶予期間の延長及び償還減免）
- 4 中小企業信用保険法の特例措置の改善（特別小口保険の限度額の引き上げ）
- 5 被災した事業協同組合や中小企業グループ等が事業継続に必要な店舗、工場などの建物、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした補助制度の拡充（24年度以降の予算措置、要件の緩和）

- 6 個々の小規模事業者を直接支援する補助制度の創設
- 7 新たな工業用地整備に対する国の支援制度の創設
- 8 被災した商工会議所及び商工会に対する復興に係る組織体制強化に要する経費に対する補助制度の創設
- 9 事業協同組合の復興に関する岩手県中小企業団体中央会の支援体制強化に係る経費に対する補助制度の拡充
- 10 地震リスク軽減のための支援策の創設（公的な事業用資産向け地震保険制度の創設、地震保険料相当額を固定資産税から減免等）
- 11 返済資金の無利子化、事業用施設・設備等の修繕助成などの復旧から、事業の拡大発展に向け、被災した中小企業の事業再構築を支援するための復興ファンドの組成
- 12 復旧に要する物資・資材の安定供給、適正な価格の維持、被災地への優先的な配分
- 13 物流インフラ等の事業環境の整備支援（港湾（仙台港、釜石港）の早期復旧、JR貨物輸送料及び港湾使用料の免除等）
- 14 沿岸地域の拠点事業所を核とした地域経済の再生支援
  - (1) 事業所再建のために自治体が支出する補助金に対する財政措置
  - (2) 拠点事業所が行う環境整備（雇用維持に向けた社宅等の整備）に対する直接補助制度の創設
  - (3) 被災地に新規立地する事業所に対する直接的支援措置の創設
- 15 東北地域内で完結する生産体制の構築支援
  - (1) 自動車、半導体関連産業等の既存産業の高度化、新分野への進出及び研究開発拠点設置を目的とした建物・設備の新設・修繕等を行う企業に対する大型設備導入及び人材育成に関する直接的支援措置の創設
  - (2) 被災企業が作成する再建計画に基づく、主としてソフト部分に関する総合的な補助制度の創設
  - (3) 雇用創出のため自治体が負担する新規立地等促進補助金に対する財政措置
  - (4) 国税の減免（投資減税の創設）、及び地方税の減免に対する財政措置
  - (5) 地方税の申告・納期限の延長による地方税収入の減等に伴う地方自治体の減収に対して国の全面的な財政措置
  - (6) 特別法の制定や「ものづくり特区」等の優遇策による産業集積への支援を強化
  - (7) 積極的な円高対策を講じること
- 16 被災企業向けの貸（仮設）工場整備支援
  - (1) 貸（仮設）工場の建設及び使用料等に対する中小企業高度化資金貸付事業の貸付条件の緩和（大企業の出資割合の拡大等）や補助制度等の創設
  - (2) 空き工場を利用して再建する場合の使用料等に対する補助制度の創設
- 17 災害に強い新しい社会環境づくり
  - (1) EV・PHV車のカーシェアリングや再生可能エネルギー活用充電インフラ施設整備など、最先端技術を導入した、都市再生の実践を支援する補助制度の創設
  - (2) 不安定な出力の海洋再生可能エネルギーを東日本全体で平準化する超広域スマートグリッドの整備
- 18 輸出向け工業製品や食品等の放射線量検査証明に係る企業等の負担軽減のための所要の措置及び国内外に向けた的確な情報発信の実施
- 19 国による環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化（空間線量率、降水物、水道水、土壌、海洋等に係る環境放射能モニタリング監視体制の整備・強化や、測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任による確実な実施）
- 20 放射性物質を含む汚泥や焼却灰等に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
- 21 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援
 

本年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」では、再生可能エネルギーにより発電された電気を、一定の期間や価格で電気事業者が買い取ることを義務付けているが、風力発電など出力が不安定な電力については、電



気事業者が買取を制限することが懸念されることから、電気事業者による買取が徹底されるよう接続基準を明確化するとともに、系統接続の円滑化に向けた送変電設備の増強のための支援措置を講じること

#### 【国土交通省】

- 1 応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置
- 2 仮設住宅からの通学や学校の仮設校舎への通学に係る通学路の整備及び輸送手段の整備
- 3 被災者の生活の安定と住宅の再建等への支援  
都市再生機構等の活用による事業実施体制の構築、定期借地権設定等による被災者の住宅確保に向けた対策の充実
- 4 県及び市町村が管理する道路、下水道、公営住宅等の公共土木施設等の復旧に向け調査設計等に要する費用に係る国の全額負担等の全面的な財政支援
- 5 ふ頭用地等起債事業による港湾施設の災害復旧について、公共土木施設等災害復旧国庫負担法並みの財政支援
- 6 公共土木施設の災害復旧等について、設計変更等に係る要件緩和や事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の措置
- 7 災害復旧や復興事業に係る資材、燃料、機械の安定的な供給
- 8 被災地の早期復興に向けた総合的なまちづくり制度の創設
  - (1) 土地利用計画の調整の迅速化
    - ・ 各個別法の調整手続きを一元化する等の大幅な土地利用計画の見直しに対応し、復興整備事業を迅速に行うための仕組みの導入
  - (2) 市街地整備に関する手続きの簡素化
    - ・ 土地区画整理事業の知事認可の省略等の手続きの簡素化
    - ・ 開発許可について、防災集団移転事業等の復興整備事業を迅速に行うため許可不要とする等の緩和措置
  - (3) 防災集団移転促進事業の拡充（移転促進区域内の補償費を土地利用目的に関わらず、補助すること）
  - (4) 避難ビル建設に係る構造強化や高層化、敷地の共同化のための費用、被災した鉄筋コンクリート建てホテル等の避難ビルとしての活用等に対する全面的な支援
- 9 被災地の復興が完了するまでの間、防災集団移転促進事業や都市再生区画整理事業等の復興整備事業に対する全面的な財政措置
- 10 東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業以外の災害復旧事業等の復旧・復興事業の許認可等の各種手続きの簡素化
- 11 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置
  - (1) 事業認定手続き等の簡素化及び収用適格事業の拡大
    - ・ 土地収用法第3条に掲げる収用適格事業に、復興に関する事業を加えること
    - ・ 事業認定に係る事前説明会などの手続きの簡素化、あるいは同等の事務を行ったものと認める見なし規定の創設
    - ・ 事業認定要件に関して「公共用地の取得に関する特別措置法」第7条の規定の準用、要件充足の審査については交付申請要件審査等の結果をもって判断すること
    - ・ 収用等手続きでは「公共用地の取得に関する特別措置法」の規定を準用＝復興に関する事業は特定公共事業と同じく取り扱うこと
  - (2) 所有者不明土地を市町村管理とする特別措置
    - ・ 不明の土地所有者に代わって市町村が次のことを行うことができるよう期間を定め権限を付与すること
      - ①境界を確認し、同意すること
      - ②土地の使用を許可すること
      - ③復興事業等用地として譲渡契約を締結すること
      - ④不法投棄等の権利侵害に対し、排除を命じ、告発すること
      - ⑤管理保全のための境界標、困障、その他工作物を設置すること

- ⑥譲渡の対価等土地から生じた果実は、基金等に繰り入れ適正に管理すること
- 12 復興事業としての社会資本整備等の促進
    - (1) 三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道の三陸沿岸地域を縦貫する道路、内陸と三陸沿岸地域を結ぶ東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の国による3年間の重点的な整備及び5年以内の全線開通
    - (2) 宮古盛岡横断道路(国道106号)の指定区間編入による国の管理
    - (3) 道路事業に係る防災面の効果等を考慮した総合的な評価の実施
    - (4) 湾口防波堤及び静穏度確保のための防波堤等の港湾施設の復旧・整備
    - (5) 久慈港湾口防波堤の前倒し完成の実現
    - (6) 市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げなどに対する全面的な財政措置
    - (7) 国営メモリアル公園の整備
    - (8) 直轄事業の実施に係る地方負担に対する全面的な財政支援又は直轄事業負担金制度の廃止
    - (9) 復興完了までの「復興枠」としての直轄事業の安定した予算の確保
    - (10) 直轄事業を強力に推進するための体制強化
    - (11) 被災地の早期復興に向けた「復興枠」としての社会資本整備費の重点投資を図るとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の交付率等の引上げや補助対象の拡充等を行うこと
  - 13 県及び被災市町村の震災復興関連計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による継続した支援の強化
  - 14 特定利用斜面保全事業(急傾斜)の補助率の引上げ及び受益者負担金の免除
  - 15 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の採択要件の拡充(自然斜面に加えて人工斜面(宅地擁壁等)の追加、がけ高の緩和等)
  - 16 通常砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件の緩和(保全人家戸数、事業費、がけ高等)及び受益者負担金の免除
  - 17 物流等の経済的負担を軽減し、早期復興を県内外から支援するため、被災地を往来する車両の高速道路料金の無料化
  - 18 JR山田線・大船渡線の早期復旧のため、東日本旅客鉄道(株)の過大な負担とならない、かつ、県及び市町村の負担のない国による新たな支援制度を創設すること
  - 19 三陸鉄道の復旧支援
    - (1) 年間運輸収入の2分の1相当については、補助対象外とされたが、復旧額全額を補助対象とすること
    - (2) 三陸鉄道の全線復旧は、平成26年4月を予定しており、それまでの間、引き続き国庫補助を講じること
    - (3) 長期間の運休により大幅な収支悪化が見込まれる三陸鉄道の維持運営費に対し、財政支援措置を講じること
  - 20 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充
  - 21 被災した観光施設等が事業継続に必要な施設、設備を再建、補修、購入するための経費を対象とした大型補助制度の創設
  - 22 被災県訪問に係る渡航制限や国内外の旅行自粛ムード及び放射性物質による風評を払拭し、旅行需要を喚起するため、総合的かつ適切な情報を広く発信するなどの所要の措置を実施
  - 23 被災地域の観光復興に向けた取組を支援するため、被災地までの二次交通の整備など、誘客促進に向けた所要の措置を実施
  - 24 放射性物質を含む汚泥や焼却灰等に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
  - 25 大規模災害時において、応援部隊の活動拠点や援助物資の搬出拠点等となる広域防災拠点の整備

## 【環境省】

- 1 災害廃棄物の処理に対する支援  
災害廃棄物についても放射性物質が含まれている懸念があり、広域処理に対し他の自治体が慎重姿勢となっていることから広域的な調整・支援の強化を講じること
- 2 国立公園施設の早期復旧
  - (1) 直轄事業による事業対象地区の拡大
  - (2) 復旧整備における県・市町村への補助制度の創設
  - (3) 三陸復興国立公園（仮称）の早期実現
- 3 被災者の生活基盤の確保及び被災地域における早期復興を図るため、個人が浄化槽を設置する浄化槽整備事業の助成率の引上げ
- 4 被災した市町村等の財政負担を軽減するため、浄化槽の維持管理に対する助成制度の創設及び浄化槽整備事業の事務費への人件費の追加等
- 5 放射性物質を含んだ廃棄物等の処理
  - (1) 放射性物質を含んだ廃棄物処理のための新たなスキームを構築
  - (2) 放射性物質汚染対処特別措置法の対象市町村に、除染土壌、放射性物質汚染廃棄物等を一時保管するための中間貯蔵施設を設置するとともに、仮置き場の保管期間を明確に示し、地域住民に、その安全性を十分に説明し理解を求めること
  - (3) 放射性物質を含む汚泥や焼却灰等に係る処分方法の変更や保管、処理場周辺等のモニタリングなど、原子力災害に伴い新たに生じた費用に対して全額国の負担とする財政措置
- 6 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染基準の明確化  
特措法に基づいて、市町村が除染実施計画を策定して除染を行う際に必要となる具体的な基準について、国が科学的知見に基づき早急に示すこと
- 7 放射性物質の除染対策に係る財政支援等について  
放射性物質汚染対処特別措置法の対象となる市町村は、国の支援を受けて測定・除染を行うこととなったが、県及び同法の対象とならない市町村が実施している測定・除染費用についても、国が遡って財政支援をすること
- 8 放射線の影響に係る基準の明確化及び国民への周知  
国民の安全・安心の確保のため、放射線の影響に係る基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- 9 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援
  - (1) 平成 24 年 10 月から風力発電が環境影響評価法の対象となることから、風力発電事業の円滑な実施に向けて、県内における事前の環境影響評価を国において実施するとともに、風力発電に適した評価項目の設定や手続き期間の短縮化を図ること
  - (2) 非常時においても一定のエネルギーを賄える災害に強い地域づくりに向け、防災拠点や避難所に指定される公共施設、学校等に加えて、一般の事業所や住宅への太陽光発電、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入に係る補助や利子補給等の支援措置を講じること

